

米原市議会基本条例 進捗チェックシート 基本事項一覧

		シートNo	評価項目	関係条項番号	取組目標	具体事業	
						項目	実績
1	市民に開かれた議会	①	市民への情報公開と情報の共有	第9条 情報の公開と説明責任 第11条 議会報告会 第21条 議会広報等	・議事機関として、意思決定した内容等を市民に分かりやすく説明する責務を果たす。 ・市民との情報共有を進めるために、情報発信ツールを通じ積極的に情報を発信する。	・議会報告会 ・市民との意見交換会 ・議会だよりの発行 ・公式ウェブサイト ・議会のテレビ生中継 ・会議、委員会の公開と議事録の公開	・議会報告会 * 第1回／平成26年5月9日、10日 市内4か所 参加者:118人 * 第2回／平成26年11月14日、15日 市内4か所 参加者:74人 * 第3回／平成27年5月8日、9日 市内4か所 参加者:86人 * 第4回／平成27年11月13日、14日 市内4か所 参加者:49人 * 第5回／平成28年5月14日 市内2か所 参加者:45人 ・議会だよりの発行／毎定例会後発行（第48号:H29年6月現在） 紙面構成の改善 ・議会のテレビ中継／毎定例会本会議の生中継 ・会議、委員会の議事録の公開 本会議:公式ウェブサイトで公開(検索システム) 委員会:情報コーナー(平成28年開催分から公式ウェブサイトでも公開)
		②	多様な市民意見の把握	第10条 専門的知見等の活用 第11条 議会報告会 第12条 請願および陳情の取扱い 第20条 付属機関の設置	・市民との意見交換の場を設け多様な意見を把握する。 ・審議にあたり、必要に応じて参考人制度、公聴人制度を活用する。	・市民との意見交換会 ・委員会における参考人の招致	・参考人招致:6名 ①平成27年8月11日議員全員協議会:2名(統合庁舎) ②平成27年第3回定例会健康福祉常任委員会:1名(意見書) ③平成27年第4回定例会総務教育常任委員会:3名(請願) ④平成28年第4回定例会総務教育常任委員会:1名(請願)
		③	自由かつ達な討議と、プロセスの明確化	第13条 議員と市長等との関係	・議会と執行部が論点を明確にし、互いが活発に議論ができるよう、議長や委員長は、執行部が反問できるようにする。	・反問権の付与	・反問権行使:4回(別に条例施行前に2回:試行段階) ①平成26年第3回定例会 1回 ②平成27年第3回定例会 2回 ③平成28年第1回定例会 1回 (いずれも一般質問)
		④		第4条 議会意思の形成 第5条 政策討論会	・議会意志の形成を目的とした、積極的な議員相互の自由討議を行う。	・議員間討議の実施	
		⑤		第16条 委員会設置の目的および活動指針	・新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため専門性を考慮した委員会の設置を進め、自由討議を重んじた運営を行う。		
2	議員の公平性、透明性	⑥	ルールの遵守と、公平性、透明性の確保	第7条 議員の政治倫理	・条例に規定する政治倫理条例を制定し遵守する。	・政治倫理条例の制定と見直し	・米原市議会議員政治倫理条例の制定(H26 第3回定例会) ・同条例第4条の改正 (H28 第1回定例会)
		⑦		第8条 会派の設置 第17条 政務活動費	・会派の位置付けを明確にする。 ・会派または議員は、政務活動費の使途について、透明性の確保と市民への説明責任を果たす。	・政務活動費の公表	・平成25年11月から公式ウェブサイトで公表
3	議会の体制の強化	⑧	議員の政策提言能力、政策評価能力の向上	第18条 議会事務局の体制整備	・議員の政策提言能力、政策評価能力の向上のため、議会事務局の調査および法務能力を強化する。	・議会事務局の体制の見直し	・議会事務局職員1名増員(H28年4月) ・次長を課長級に(H28年4月)
		⑨		第19条 議会図書室 第22条 議員研修の充実強化	・議員の政策提言能力および政策評価能力ならびに資質の向上を図るため、図書室を充実し、議員研修を行う。	・議会図書室の整備 ・議員研修計画の策定	・平成28年4月に議員控室の一部を図書コーナーにレイアウト変更 ・平成28年度から議員研修方針および同計画を策定
		⑩	議会活動、議員活動のための基盤整備	第24条 財政上の措置	・議会基本条例の推進、円滑な議会運営の実現に向けた予算を確保する。	・予算を伴う施策提言の財政措置 ・円滑な議会運営のための予算確保	
		⑪		第25条 議員報酬改定の手続き 第26条 議員定数改正の手続き	・議員報酬、議員定数に関する条例を定め、改正については市民意見を聴取する。	・議会報告会における議員定数についての市民との意見交換	・第4回議会報告会における意見交換のテーマとして設定 ・議員定数を18人に削減(H29年第1回定例会改正案可決) ・議員定数削減について議会基本条例第26条に基づく付属機関を設置
4	評価および検証	⑫	評価および検証	第28条 見直し手続	・必要に応じて、議会の活性化についての評価および検証を行う。	・議会基本条例の検証	・平成28年7月から検証作業を開始。 ・平成29年6月検証結果を公表予定